

備前市若年者新築住宅補助事業の手引き

※令和4年4月1日から補助金交付申請の制度が変更しています。(令和3年度までに認定を受けている方は、従前どおりご利用いただけます。)

備前市若年者新築住宅補助金について

この事業は、50歳未満の者が市内建築業者等と契約し、自己名義の新築住宅又は建売住宅を取得する場合に、取得費用の一部を補助することで、備前市内への若年者の移住・定住促進を図ることを目的としています。

1. 補助対象者

- ・申請時点で50歳未満の者
- ・備前市に10年以上定住することを誓約する者
- ・市内建築業者等*と契約を締結し、新築(購入)した住宅に居住する者
- ・実績報告時に世帯全員にマイナンバーカードが交付されていること
- ・備前市の市税等の滞納がないこと
- ・暴力団員等でないこと

*「市内建築業者等」とは次のうちのどれかです。

- ・備前市内に本社や本店がある法人
- ・備前市内に支店があり備前市民を1人以上雇用している法人
- ・備前市内に住所がある建築工事関連業務を営む個人事業者等

2. 補助対象住宅

- ・玄関、台所、便所、浴室、居室があり、利用上の独立性があるもの
- ・これから新築するもの(事後申請は不可)
※建売の場合は申請日前5年以内に建築され、居住されたことがないもの
- ・市内建築業者等が工事請負契約(建売の場合は売買契約)をする住宅
- ・店舗等併用住宅の場合は、延べ床面積の1/2以上が居住用であるものに限る
- ・別荘や賃貸用物件、販売等営利目的の住宅は対象外

3. 補助対象事業と補助金額

補助対象事業		補助金額
住宅	・2024年3月31日までに登記を完了すること	建築費(購入費)の10% 上限100万円
土地	・2024年3月31日までに登記を完了すること ・2022年4月1日以降に売買契約を締結していること ・3親等以内の親族からの売買でないこと	土地購入費用に相当する額で 上限50万円 (千円未満切捨て)

5. 受付期間

2022年4月1日から2023年3月31日 ※予算が無くなり次第終了

※契約後すぐに申請してください(新築の場合は必ず着工までに申請してください)

備前市若年者新築住宅補助事業の手引き

市内建築業者等について

この助成事業の対象となる市内建築業者等とは、次のうちどれかに該当する事業者です。

1. 備前市内に本社や本店がある法人
2. 備前市内に住宅部材を製造する工場があり、その工場で生産された部材を使用して住宅を建築する法人または関係会社
※関係会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社のことで、一般にグループ会社と呼ばれるものです。
3. 備前市内に支店があり備前市民を1人以上雇用している法人
4. 備前市内に住所がある建築工事関連業務を営む個人事業者

上記の要件確認のため、リフォーム工事の請負業者は次の書類を提出し、要件を満たす市内建築業者等であることを示していただく必要があります。

※ただし、国土交通省及び岡山県が開示する建設業許可業者情報にて要件を満たしていることが確認できる事業者は、手続きを省略することができます。

1. 備前市内に本社や本店がある法人

- ①市内建築業者等確認書
- ②商業・法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※備前市内に本社又は本店があることが明記されていること

2. 備前市内に工場があり、そこで生産した部材で建築する法人または関係会社

- ①市内建築業者等確認書
- ②商業・法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※備前市内に住宅部材を製造する工場があることが明記されていること
- ③関係会社であることが分かる書類（工場と建築請負が別法人の場合のみ）

3. 備前市内に支店があり備前市民を1人以上雇用している法人

- ①市内建築業者等確認書
- ②商業・法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※備前市内に支店登記があることが明記されていること
- ③①に記載した市内在住従業員の本人確認書類の写し

4. 備前市内に住所がある建築工事関連業務を営む個人事業者

- ①市内建築業者確認書等
- ②受領印のある開業届の控えの写し
※備前市内に住所を有する個人事業者であることが明記されていること

備前市若年者新築住宅補助事業の手引き

申請から支給までの流れ

1. 交付申請
契約後すみやか（新築の場合は着工まで）に、下記書類を提出してください。
①補助金交付申請書（様式第1号）
②申請者の本人確認書類の写し
③建物の位置（建築予定地）が分かるもの ※地図の写しなど
④建物の平面図、立面図
⑤工事請負契約書（建売の場合は売買契約書）の写し
⑥土地の売買契約書の写し ※土地取得費用を申請する場合のみ
⑦建築確認済証または建築工事届の写し
⑧着工前写真 ※建売の場合は不要
2. 交付決定通知
交付申請の内容を審査し、交付を決定します。
補助金交付決定通知書（様式第2号）…市から申請者に送付
3. 実績報告
事業が完了（登記、領収、住民登録、世帯全員のマイナンバーカード取得）したら、次の書類を提出してください。
①補助金実績報告書（様式第5号）
②世帯全員のマイナンバーカードの写し（個人番号が無い面）
③事業成果が確認できる写真（工事中・完成後）
④登記事項が確認できる書類
⑤建築完了検査済証 ※必要な地域のみ
⑥工事代金（住宅購入代金）の支払いが確認できる書類の写し
⑦土地売買代金の支払いが確認できる書類の写し
※「支払いが確認できる書類」とは、領収書、振込依頼書等です
4. 確定通知
実績報告の内容を審査し、補助金額を確定します。
補助金確定通知書（様式第6号）…市から申請者に送付
5. 補助金請求
確定した補助金額を請求してください。
①補助金請求書（様式第7号）
6. 補助金支払
請求後1か月以内に指定の口座に補助金を支払います。

申込・問合せ先

〒705-8602 備前市東片上126番地

備前市 都市整備部 都市計画課 移住定住推進係

TEL:0869-64-2225

Mail:bjijuu@city.bizen.lg.jp